

## 日本鳥学会 2020 年度書面総会における決議指針

### 総会成立

1. 書面総会は会則第 8 章第 16 条 3 に従い、表決者を出席者とみなして成立を判断する。

### 表決の有効性

2. 議決権は会則第 3 章第 6 条に記された通りであるが、表決者の確認には表決書に記された 1) 自署、あるいは 2) 活字による会員名と会員番号の合致、に基づいて行う。
  - ア. 活字による会員名のみ、あるいは会員番号のみの表決書は無効
  - イ. 会員名と会員番号が合致しない表決書は無効
  - ウ. 無効とされた表決書は投票数に含めない
3. 同一表決者により、複数の表決書が届いた場合、日付の遅いものを優先して 1 つの表決とする。
4. 同一表決者により、同一の日付の複数の表決書が届いた場合、以下の順に優先して 1 つの表決とする。1) 自署のある郵送表決書、2) 自署のある電子ファイル表決書、3) 郵送表決書、4) 電子ファイル表決書 PDF 版、5) 電子ファイル表決書マイクロソフトワード版。
5. 表決書の返信期日は、郵送の場合、期日の消印があるものまでを有効とし、電子ファイルの場合は期日の 23:59:59 までに返信した記録が残るものまでを有効とする。

### 決議の方法

6. 各審議事項の賛成・反対集計は事務局にて行う。
7. 集計には会長が委嘱した 1 名以上の立会人を伴う。
8. 表決は審議事項ごとに集計し、決議する。
9. 集計結果は議長によって確認され、議長が会員へ決議を告知する。

### 議長

10. 議長は賛成・反対の票を投じない。
11. 賛成・反対が同数の場合、議長の審議により決議する。